

5. 補論1『グローバルヘルスに対する使命と貢献』

(1) グローバルヘルスの取り組みの現状と動向

世界の疾病構造は、新興国や発展途上国における経済成長や高齢化の進展により、がん、認知症、生活習慣病等を含む非感染性疾患（NCDs）を中心に増加し類似化している。一方、エボラ出血熱等の流行の事例のような、グローバル化の進展に伴い国境を瞬時に越える新興感染症の脅威により、改めて公衆衛生やプライマリケアの重要性が問われている。このように、我々は世界規模で起きている様々な事象に関して、国境を越えた共通した保健課題に直面している。病気に国境がなくなる時代に、医療対策をあらゆる立場から講じるグローバルヘルスの概念は、もはや世界の常識になりつつある。

現在、製薬協会会員会社はこのような保健課題に対し、政府、国際機関等の各種ステークホルダーと連携し、これまで培ってきた新薬開発に関わる技術力や経験を活かして解決に努め、世界の保健医療の向上に貢献している。具体的には、日本発の官民パートナーシップである GHIT Fund や種々のイニシアティブやパートナーシップを通じた活動である。

一方で、世界百数十カ国で事業を展開する多国籍製薬企業の活動に目を転じると、日本企業の取り組みとは大きな隔たりがあることは否めない。欧米の多国籍製薬企業は、これまで発展途上国における事業進出の長い歴史があり、医薬品アクセスの課題に取り組んできた経緯がある。日本企業のグローバルでの活動は緒に就いたところであり、今後、ビジネス対象エリアが広がるにつれ、進出先政府に対する協力関係が形成され、個社レベルで貢献活動の充実が図られていく。

(2) 2025 年に向けて

2025 年に向けた政策動向としては、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成期限を 2015 年に迎え、次の開発目標である 2030 年までに取り組む持続可能な開発目標（SDGs）が 2015 年 9 月に国連総会にて策定された。また別の動きとして、WHO は、顧みられない熱帯病（NTDs）に関する 2020 年までの目標を定めた新たな戦略※1 を策定しており、2020 年までの撲滅、抑制を目指し取り組みが進められている。製薬協および製薬協会会員会社はこの流れを汲み、独自の貢献プランを、研究開発、医薬品アクセス、人材育成の三方向から実施していく。

1) 新薬創出を活性化させるパートナーシップ

これまで製薬協および製薬協会会員会社は最先端の科学と技術を駆使した医薬品およびワクチンの提供を通じ、疾患の治療や予防のみならず、平均余命の延伸、若年死亡率の低下、高額な入院費負担の低減、患者の社会復帰等、世界第 3

位の創薬国として世界の人々の健康と福祉の向上に貢献してきた。

特にワクチンの分野では、感染症予防ワクチンとともに、次世代ワクチンの創製や、免疫系を利用した治療用ワクチンの開発に注目が集まっている。産学連携研究の促進や対象疾患の広がり等、ワクチンやアジュバントの多くの疾患の予防や治療への応用が期待されている。

また、発展途上国で蔓延している疾患に対するさらなる新薬開発のためには、当分野での新薬創出を活性化させる環境整備や新薬開発のためのパートナーシップへの参画等の活動が必要である。

具体的には、GHIT Fundのような医薬品開発パートナーシップ（PDP：Product Development Partnerships）の参画を絡めた官民パートナーシップをさらに拡大し、発展途上国で必要とされる医薬品を国際社会が一体となって創出していくことである。そのためにはより多くの企業がこうしたプログラムに参画し、研究開発のみならず上市まで関与していくことが重要となる。こうしたグローバルヘルスへの貢献を持続可能なものとするためにも、パートナーシップへの継続参画、効率的なファンディングスキームの確立、税制面での配慮等、グローバルヘルスに貢献する企業やパートナーシップ等のプラットフォームへの政府、特に先進国政府による様々な形での支援が重要である。

2) 世界に届けるための仕組み作り

医薬品アクセスを改善するためには、医薬品の供給にとどまらず、医療環境や医療制度等が整備されている等、多様な観点から現状を把握し、関係者が協力して対策を実行していくことが求められている。それぞれの地域の患者にとってアクセス可能で良質な医薬品が十分かつ安定的に供給され、中長期的な視野で継続的に医療が提供されることが必要である。

疾病においては、NTDsに加え、新興国や発展途上国におけるNCDsの拡大が重要な課題となっている。各企業がWHOやNPO/NGO等とパートナーシップを結ぶ官民連携（PPP：Public Private Partnerships）により多くの問題解決を図っていく。また、社会保障制度が未整備で、現時点でビジネスとしての基盤の乏しい発展途上国における医薬品アクセスについては、持続可能なビジネスモデルの構築を模索する。

具体的には、共同化・共有化（製薬協会会員会社相互の連携、委受託、会員会社による団体、法人設立）、現地化（現地企業、多国籍企業の現地法人等との提携）が重要な課題解決策となってくる。製薬協および製薬協会会員会社は、現地政府との連携等に向けて、外務省、国際協力機構（JICA）をはじめ多方面から支援を得ることで、共同化・共有化や現地化に向けたさらなる対応の充実を図る。

3) スキル、ノウハウの伝達

発展途上国等への事業進出において日本企業の強みは人材育成であると言われている。進出国の持続的な発展への貢献を考えれば、現地におけるスキル、ノウハウの伝達こそが真に求められるものである。発展途上国では、公的医療保険制度や医療インフラの未整備、医薬品の製造、品質管理に関わる人材不足、偽造医薬品の横行等、様々な要因により医薬品へのアクセスが阻害されている。医薬品へのアクセスを向上するために、現地での能力開発に関する実務指導および教育訓練を製薬協および製薬協会会員会社が貢献しうる重要な課題として捉えている。

具体的には、ステークホルダーと連携した医薬品の製造や品質管理に関する現地での技術指導や、現地政府や日本政府との協働による予防、診断、治療に関する医療従事者の能力向上への取り組み、そして、現地の人々の衛生、医療への認知、医療アクセスの向上に取り組むことで、世界の保健医療の水準向上に貢献していく。

(3) 全般を通じて ～グローバルヘルスに対する使命と貢献～

日本企業のグローバルヘルスへの取り組みは、各社に求められる意識の醸成のみならず、製薬協のサポート体制も、専門委員会間の連携強化を図る等により研究機能、政策提言機能、政府、国際機関、非政府組織（NGO）とのリエゾン機能、企業間ネットワーク構築機能を充実させていく必要がある。さらに、日本政府および世界の主要な製薬業界団体（国際製薬団体連合会（IFPMA）、米国研究製薬工業協会（PhRMA）、EFPIA）との連携推進のための製薬協事務局機能の拡充も検討していく。各企業では、社会への適切なアピールとステークホルダーへの提言などの情報発信力の強化は急務であり、経営企画とCSRとの機能の連動や事業ポートフォリオへの組み入れ等、グローバルヘルスの発想を根付かせる努力が必要である。

おりしも2016年には、伊勢志摩G7サミットおよび神戸G7保健大臣会合が開催される。議長国である日本には世界各国のグローバルヘルスの議論において積極的な役割を果たしていくことが求められている。こうした絶好の機会を積極的に活用しながら、製薬協および製薬協会会員会社のグローバルヘルスへの貢献活動を推進していく。

[注]

※1 WHO.「顧みられない熱帯病（NTDs）の世界的影響克服の推進－実施に向けたロードマップ」（2012年1月）